

生活資金貸付給与天引きに関する【Q&A】

【Q1】令和4年3月26日以降の受付分から、返済方法を給与天引き必須とする理由は？

<A1> 延滞が増加傾向にあるためです。(参考：令和3年6月時点の延滞率 21.4%)

【Q2】労使協定は、労働基準監督署への届出及び許認可は必要？

<A2> 労働基準監督署への届出及び許認可とも不要です。ただし、労使協定書は、書面で締結したうえで、施設で保管が必要になります。

【Q3】現在借入中または令和4年3月25日迄の受付分（令和4年4月10日実行分）までに借入れする職員がいる場合、労使協定は必要？

<A3> 現在借入中および令和4年3月25日までに申込受付された方は、給与天引きは必須ではありません。よって、給与天引きに変更を希望されなければ不要です。

【Q4】現在、個人口座振替で返済中の利用者が「給与天引き」に変更したい場合は？

<A4> 労使協定があれば可能です。労使協定がなければ、労使協定締結後、「口座振替依頼書」に施設返済口座の記入押印と契約者の記入押印をして、利用者から共助会に依頼書を提出してください。

(注) 新口座から「口座振替」が開始するまで、約3ヶ月かかりますので、給与天引きは、3ヶ月後に開始してください。それまでは、従来の個人の口座に請求をかけさせていただきます。

【Q5】労使協定（控除協定）の対象項目欄に「返済金」以外の項目を記載するケースは？

<A5> 法令にない項目（慶弔金、親睦旅行積立金、会費、社宅の家賃等々）を給与天引きする場合は、労使協定が必要になります。適宜、項目を追記してください。

※法令に定めのある項目(例 給与所得税の源泉徴収、社会保険料の控除、財形貯蓄預金の控除)は、労使協定は不要です。<労働基準法第24条1項>

【Q6】給与天引き開始後、返済を施設口座振替ではなく、施設から共助会に都度振込することは可能？

<A6> 振込対応はできません。口座振替可能な金融機関（ネット銀行不可）に施設返済口座を作成して頂き、その口座に給与天引きした金額を入金してください。共助会は、この口座に請求をかけさせていただきます。(施設返済口座は、掛金引落とし口座と同じでも可能です。)

【Q7】生活資金貸付を返済中、他の施設へ異動になった場合の貸付関連の手続きは？

<A7> 生活資金貸付の借入れが、令和4年4月以降新規借入か否か確認をお願いします。

・令和4年3月31日までの借入れの場合 個人の口座振替返済であれば手続きは不要です。

・令和4年4月1日以降の借入れの場合 異動先の施設から借換えのお申し込みをお願いします。

(注)「生活資金貸付金相殺のお願い」(様式14号-1号)は異動元施設から異動先施設への異動届に添付してください。

【Q8】令和4年4月1日以降の貸付利用者が給与天引きをやめたいと言ってきた場合は？

<A8> 令和4年3月26日以降受付の貸付金は給与天引きの返済が必須になりますので、給与天引きをやめることはできません。給与天引きをやめる場合は返済残金を一括でご返済いただくことになります。